



令和8年3月30日
環境・ゼロカーボン推進課
(089-912-2347)

愛媛県における令和6年度のフロン類算定漏えい量の集計結果について

フロン排出抑制法においては、地球温暖化等の原因となるフロン類の排出を抑制するため、業務用冷凍空調機器の管理者に対して、適切な施設の維持管理を義務付けるとともに、年間の算定漏えい量が1,000t-CO₂以上となる者（特定漏えい者）に対し、国への報告を義務付けています。

今般、国において令和6年度実績が取りまとめられたので、同法の規定に基づき、愛媛県内の状況等についてお知らせします。

1 愛媛県内の状況について

令和6年度の算定漏えい量は2.7万 t-CO₂（全国：223万 t-CO₂）であり、令和5年度と比較して6割以上増加（1.1万 t-CO₂増、68.8.%増）となった。
なお、令和4年度の算定漏えい量は2.3万 t-CO₂である。

(1) 特定漏えい者及び特定事業所について

特定漏えい者分（算定漏えい量の合計が1,000t-CO₂以上となる者）

	報告事業者数 (事業者)	算定漏えい量 (万 t-CO ₂)	全国に占める本県の状況	
			割合 (%)	全国順位
本 県	32 [37]	2.7 [1.6]	1.2 [0.8]	24 位 [36 位]
全 国	378	223		

※ [] 内は令和5年度の数値を示しています。

特定事業所分（特定漏えい者の各事業所のうち、漏えい量が1,000 t-CO₂以上の事業所）

	特定事業所数 (事業所)	算定漏えい量 (万 t-CO ₂)	全国に占める本県の状況	
			割合 (%)	全国順位
本 県	2	0.87	2.3	15 位
全 国	153	39		

※報告事業者数について、複数都道府県で報告している事業者（例えば、コンビニ等）があるため、見かけ上、全国の事業者数に対して県内の事業者数が多くなっています。

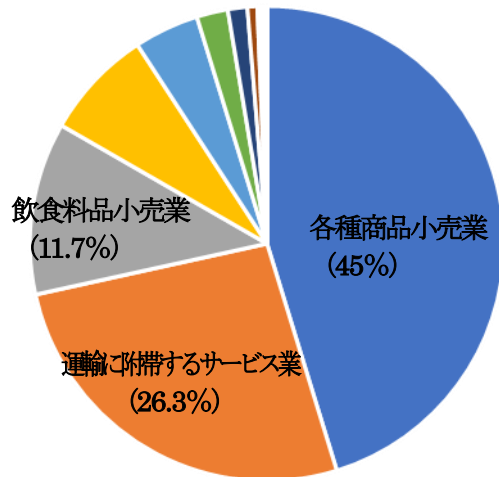
※全国展開している小売業や大規模製造業等において、年間の漏えい量が多い傾向にある他、施設の老朽化や配管の破損等も原因となっています。

※算定漏えい量は、フロン類充填回収業者が冷凍空調機器への充填及び回収の際に発行する充填証明書及び回収証明書から算定します。

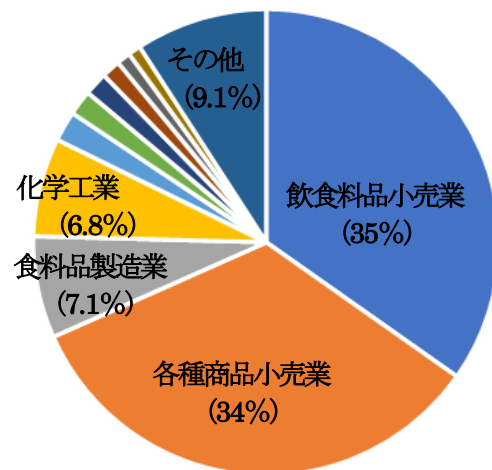
(2) 業種別算定漏えい量の内訳について（特定漏えい者）

主たる業種（日本標準産業分類）別でみると、愛媛県内では、各種商品小売業（1.2万 t-CO₂、45%）が最も多く、続いて運輸に付帯するサービス業（0.7万 t-CO₂、26.3%）、飲食料品小売業（0.31万 t-CO₂、11.7%）の順で、これら3業種で全体の約83%を占めていました。

（愛媛県内の状況）



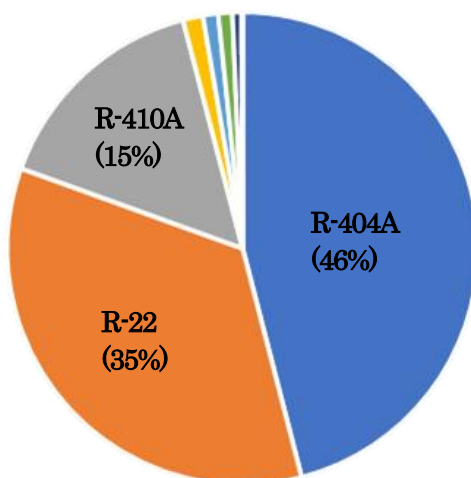
（全国の状況）



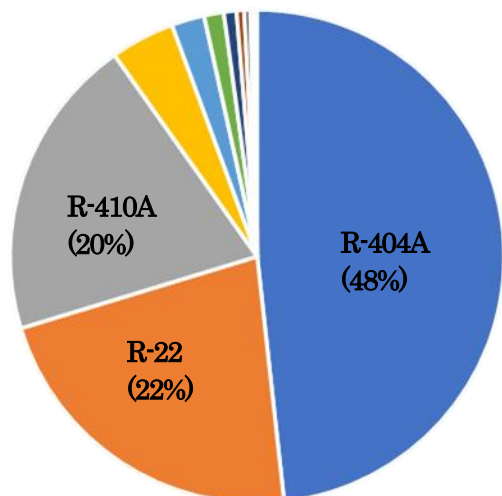
(3) フロン類の種類別算定漏えい量の内訳について（特定漏えい者）

フロン類の種類別でみると愛媛県内では、R-404A（HFC）が1.2万 t-CO₂で特定漏えい者として報告された量の46%、次いで、R-22（HCFC）の0.92万 t-CO₂（35%）、R-410A（HFC）の0.41万 t-CO₂（15%）の順で、これら3種類のフロン類で全体の96%を占めていました。

（愛媛県内の状況）



（全国の状況）

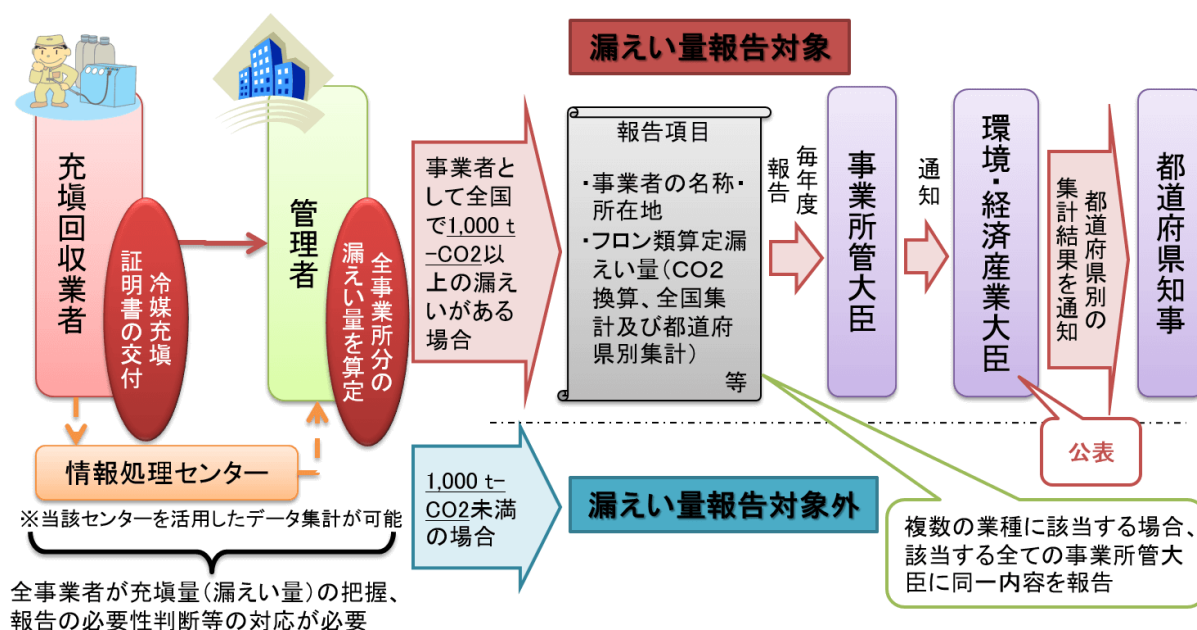


※(1)～(3)の割合については、端数処理のため、計算上の数値と一致しない場合がある。

2 フロン類算定漏えい量報告・公表制度の概要について

- 当該制度は、業務用冷凍空調機器の使用者のうち、フロン類の算定漏えい量が年間1,000 t-CO₂以上となる者（特定漏えい者）に、国へ当該算定漏えい量を報告することを義務付けています。（※報告は法人単位）
- 当該制度は、フロン類の漏えい量の多寡に着目するのではなく、当該機器使用時の実態を把握・公表することにより、より適切な機器の管理を促進し、フロン類の排出の抑制に資することを目的としています。

【制度概要図】



3 参考

- 国の発表資料はこちら
: https://www.env.go.jp/press/press_03034.html
- フロン類算定漏えい量報告・公表制度開示窓口はこちら
: <http://www.env.go.jp/earth/furon/operator/request.html>

(担当者)
環境・ゼロカーボン推進課
大気・水環境グループ 富士
TEL 089-912-2347/FAX 089-912-2344
電子メール : kankyoushou@pref.ehime.lg.jp

愛媛県内に事業所を有する特定漏えい者について

	特定漏えい者	愛媛県内の事業所における 算定漏えい量の合計 (t-CO ₂)	全国の事業所における 算定漏えい量の合計 (t-CO ₂)
	特定事業所		
1	株式会社ドン・キホーテ	265	5,693
2	株式会社ラウンドワンジャパン	182	7,780
3	株式会社ファミリーマート	916	75,729
4	佐川急便株式会社	45	7,108
5	くら寿司株式会社	36	2,426
6	住友化学株式会社	1,792	3,081
	住友化学株式会社 愛媛工場 [※]	1,685	
7	株式会社クラレ	201	2,819
8	株式会社ローソン	826	43,417
9	プライムデリカ株式会社	307	1,889
10	NTT西日本株式会社	11	1,839
11	株式会社 タカキペーカリー	5	2,345
12	株式会社ハローズ	1,489	7,956
13	イオンリテール株式会社	228	72,982
14	株式会社マルヨシセンター	1,643	6,109
15	株式会社フジ	7,240	67,107
16	波方ターミナル株式会社	7,022	7,022
	波方ターミナル株式会社 [※]	7,022	
17	株式会社セブンスター	2,372	2,372
18	ダイレックス株式会社	678	20,449
19	株式会社コスモス薬品	504	13,186
20	明治安田生命保険相互会社	44	1,472
21	日本赤十字社	-2	3,097
22	社会福祉法人恩賜財団済生会	16	2,278
23	日本マクドナルド株式会社	8	2,504
24	株式会社セブン・イレブン・ジャパン	230	66,593
25	朝日生命保険相互会社	24	1,090
26	花王株式会社	8	2,374
27	日本製鉄株式会社	26	5,626
28	山崎製パン株式会社	3	20,997
29	ヤマト運輸株式会社	524	26,779
30	日本ピュアフード株式会社	39	1,320
31	防衛省	0	5,998
32	独立行政法人地域医療機能推進機構	9	1,702
計		26,691	493,139

※特定漏えい者が愛媛県内に設置している事業所のうち、1つの事業所からの算定漏えい量が1,000t-CO₂以上の事業所(特定事業所)を示す。

注1:1t-CO₂未滿の算定漏えい量を切捨てて報告しているため事業者ごとの値と都道府県別の合計値とは必ずしも整合しない。

注2:年度をまたいでフロン類の充填及び回収を行った場合、単年度の算定漏えい量がマイナスになる場合がある。

都道府県別算定漏えい量【特定漏えい者】

都道府県	算定漏えい量 (tCO ₂)																																								
	事業者全体	R-11	R-12	R-22	R-23	R-32	R-123	R-125	R-134a	R-245a	その他 立入可	R-401A	R-401C	R-402A	R-403B	R-404A	R-407A	R-407C	R-407E	R-407H	R-408A	R-410A	R-410B	R-411A	R-413A	R-417A	R-444A	R-444B	R-448A	R-449A	R-449B	R-452A	R-463A	R-464A	R-500	R-502	R-507A	R-508A	R-509A	その他 立入可	
合計	2,233,257 (100.0%)	8,939	93,157	490,153	11,038	2,118	289	0	28,597	1,155	0	872	-10	25	1,825	1,073,216	60	18,381	372	100	147	442,751	123	2	0	0	0	0	0	47,951	2,630	52	881	5,011	1	0	1,341	1,494	22	1	29
1 北海道	104,179 (4.7%)		22	48,872	272	67			291		0	5			32,316	1,019					16,412								4,199	0		19	506	0		141				1	0
2 青森県	31,332 (1.4%)		0	11,891		0			95		0	0			15,968	46					2,767								552	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3 岩手県	17,836 (0.8%)		86	7,079		8			7		0	0			7,601	74					2,738								147	76		1	0	0	0	0	0	0	0	0	
4 宮城県	30,041 (1.3%)		0	3,640	4	17			275		0	4			15,138	315					10,032								566	25		0	1	0	0	0	0	0	0	0	
5 秋田県	30,610 (1.4%)		0	6,578		11			17		0	0			19,672	112					4,157								43	0		3	0	0	0	0	0	0	0	0	
6 山形県	17,219 (0.8%)		0	5,323		8			38		0	0			9,106	26					2,459								248	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	
7 福島県	25,041 (1.1%)	0	139	5,643	49	1	2		141	0	0	0			13,062	386					5,355								245	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	
8 茨城県	68,845 (3.1%)	233	0	24,247		118	29		1,841	670	0	0			24,926	0	480				13,689		0						2,315	3	0	1	13	0	0	239	0	0	0	0	
9 栃木県	39,153 (1.8%)		0	6,833		13			1,107		0	0			24,917	13	344	0			5,701			0					171	0	0	0	27	0	0	0	0	0	0	0	
10 群馬県	24,076 (1.1%)	2,226	0	4,932		33	8		6		0	0			294	11,121	61				4,163								1,152	0	0	0	0	52	0	0	0	0	0	0	0
11 埼玉県	103,520 (4.6%)		15	22,154		92			403	0	0	25			1,321	52,862	407	15			21,919								3,961	20	52	31	75	0	86				20		
12 千葉県	112,883 (5.1%)	0	2,480	22,880	11	108	44	0	1,291	178	0	7			180	58,190		828	151		23,264								2,378	116	0	6	298	0	0	5	399	0	0	0	
13 東京都	179,723 (8.0%)	458	0	27,069	45	211	36	0	1,064	10	0	21			106,099	0	1,449	10		147	36,861			0	0			4,781	1,297	0	7	69	0	0	0	0	0	0	0		
14 神奈川県	132,381 (5.9%)	1,216	22	17,981	1,723	174	0	0	2,137	419	0	0	-3		30	82,198	9	1,543	0		20,426			0					3,132	256	0	32	430	0	0	0	558	24	0	0	
15 新潟県	45,071 (2.0%)	615	6,028	11,199		23	85		949		0	87			18,380	191					6,684								730	24	0	0	49	0	0	0	0	0	0	0	
16 富山県	19,535 (0.9%)		0	3,878		32	0		7		0	0			11,608	75	69				3,613								239	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
17 石川県	11,671 (0.5%)		0	568		16	2		2,094		0	0			6,048	75					2,522								334	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
18 福井県	7,951 (0.4%)		0	103		4	0		1		0	0			5,178	158					2,144								354	0		1	0	0	0	0	0	0	0	0	
19 山梨県	9,910 (0.4%)		0	2,242		3			11		0	69			5,616	38					1,592								186	0	0	0	0	0	0	143				0	
20 長野県	41,848 (1.9%)		0	6,788		6			-59		0	3			25,327	0					8,942	82							550	0	0	9	194	0	0	0	0	0	0	0	
21 岐阜県	28,835 (1.3%)		0	2,156	0	11			78		0	0			20,238	76					5,248	41							974	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
22 静岡県	109,505 (4.9%)		5	29,726	4,278	27			1,995		0	6			57,740	344					14,085		2						671	120	0	1	463	0	0	0	0	0	0	0	
23 愛知県	112,876 (5.1%)	596	0	16,828	80	216	0	0	278	0	0	313			62,595	1,000	35				26,385								4,373	3	0	12	101	0	0	0	0	0	0		
24 三重県	120,837 (5.4%)		83,731	12,643	3,454	14	24		272		0	0			14,106	250	0				5,824			0					0	479	2	0	0	0	0	0	0	0	0	9	
25 滋賀県	21,892 (1.0%)		0	7,094		17	0		108		0	0			7,950	294					6,238								173	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
26 京都府	26,655 (1.2%)		0	5,615	23	24			672	214	0	0			10,303	365					9,174								233	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
27 大阪府	204,391 (9.2%)	2,324	0	35,191	0	145		0	2,705	0	0	79		25	100,571	1,697	152				56,776			0					2,800	2	0	11	1,029	0	0	811	0	-2	0	0	
28 兵庫県	99,727 (4.5%)	0	618	30,677	39	73	15		306	0	0	0			45,752	1,144	3	0			17,381			0					3,372	1	0	4	281	0	-4				0	0	
29 奈良県	18,910 (0.8%)		0	6,018		29			6		0	0			8,255	122					4,047								159	0	0	0	74	0	187				0	0	
30 和歌山県	17,181 (0.8%)		0	5,393	0	15		0	116		0	0			6,978	143					4,510								12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
31 鳥取県	7,842 (0.4%)		0	898		4			239		0	0			1,728	348					4,475								136	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	
32 島根県	4,804 (0.2%)		0	1,095		2			2		0	0			2,152	128		0			984								408	2	0	0	22	0	0	0	0	0	0	0	
33 岡山県	26,601 (1.2%)	554	0	7,064	0	48		0	261	244	0	0			13,050	38	172		0		4,041								783	18	0	0	293	0	0	0	0	0	0	0	
34 広島県	35,501 (1.6%)		0	9,227		50			3,560	-713	0	0	-6		13,212	440	0	0			8,199			0					1,275	0	0	2	221	0	0	0	0	0	0	0	
35 山口県	36,105 (1.6%)	717	0	15,406	1,047	54	33	0	3,117	125	0	0			11,056	213	6	0			3,059			0					1,151	57	0	0	24	0	0	0	0	0	0	0	
36 徳島県	10,769 (0.5%)		0	4,112		2			8		0	0			5,178	-68	0				1,316								185	0		1	49	0	-29				0	0	
37 香川県	32,142 (1.4%)		0	9,110		15			21		0	0			12,034	14		31			10,177								589	55	0	1	77	0	0	0	0	0	0	0	
38 愛媛県	26,691 (1.2%)		0	9,216		12			167		0	-14			12,270	259		0			4,116								3												

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（抄）

発令　　：平成13年6月22日号外法律第64号

最終改正：令和1年6月14日号外法律第37号

改正内容：令和1年6月5日号外法律第25号[令和2年4月1日]

（フロン類算定漏えい量等の報告等）

第十九条 **第一種特定製品の管理者**（フロン類算定漏えい量（第一種特定製品の使用等において排出されるフロン類の量として主務省令で定める方法により算定した量をいう。以下同じ。）が相当程度多い事業者として主務省令で定めるものに限る。以下この節において同じ。）は、毎年度、主務省令で定めるところにより、**フロン類算定漏えい量その他主務省令で定める事項を当該第一種特定製品の管理者に係る事業を所管する大臣**（以下この節及び第百条において「事業所管大臣」という。）**に報告しなければならない。**

2 省略

3 **事業所管大臣は、第一項の規定による報告があったときは、当該報告に係る事項について環境大臣及び経済産業大臣に通知するものとする。**

（報告事項の記録等）

第二十条 省略

2 **環境大臣及び経済産業大臣は、前項の規定による記録をしたときは、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、同項のファイルに記録された事項**（以下この節において「ファイル記録事項」という。）**のうち、事業所管大臣が所管する事業を行う第一種特定製品の管理者に係るものを当該事業所管大臣に、その管轄する都道府県の区域に所在する事業所に係るものを都道府県知事に、それぞれ通知するものとする。**

3 **環境大臣及び経済産業大臣は、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、ファイル記録事項を集計するものとする。**

4 **環境大臣及び経済産業大臣は、遅滞なく、前項の規定により集計した結果を事業所管大臣及び都道府県知事に通知するとともに、公表するものとする。**

5 **事業所管大臣及び都道府県知事は、第二項の規定による通知があったときは、当該通知に係る事項について集計するとともに、その結果を公表することができる。**